

21教健第239号
平成21年6月2日

各教育事務所長・支所長
各 県 立 学 校 長
豊橋市立豊橋高等学校長 殿
豊田市立豊田養護学校長

愛知県教育委員会教育長

県内における新型インフルエンザの発生について（通知）

平成21年6月1日に丹羽郡及び日進市において、6月2日に蒲郡市において新型インフルエンザの患者が確認されました。

患者の状況は、別添報道発表資料のとおりですが、患者は、3例とも児童生徒以外であり、患者発生地域において、現在のところ学校関係者への感染の恐れはないと思われることから、臨時休業の要請はしないこととしております。

各学校においては、児童生徒、教職員及び保護者に対し、改めて別記の感染予防対策等の周知徹底を図っていただくとともに、平成21年5月18日付け21教健第187号「新型インフルエンザに関する対応（第4報）について」に従い、日常の健康観察に注意していただきますようお願いいたします。

なお、各教育事務所・支所にあつては、管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会にあつては、所管の学校（幼稚園・専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して周知をお願いいたします。

担 当 健康学習課保健・給食グループ（鈴木）
電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6965

別 記

1 感染防止対策について

(1) 一般的事項

- ・外出したらうがい、手洗いを行ってください。
- ・過労を避け、十分な睡眠、栄養、保温に心がけて体調を整えてください。
- ・まわりの人にうつさないために「咳エチケット」が大切です。

<咳エチケット>

- ・咳・くしゃみの際にはハンカチやティッシュなどで口と鼻を押さえ、周りのひとから顔をそむけましょう。
- ・使用後のティッシュを、すぐにフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。
- ・症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めましょう。

(2) 患者等を看護・介護する場合

- ・患者はなるべく家族とは別の個室で静養し、マスクを着用し、咳エチケットを心がけてください。
- ・家族は手洗い、うがいを徹底し、マスクを着用してください。
- ・患者の看護や介護をした後は必ず水と石鹸による手洗い、またはアルコール製剤による消毒をしてください。
- ・患者が使った食器や衣類は、通常の洗剤によって消毒することができます。

2 感染が疑われる場合について

- (1) 感染した可能性がある場合は、医療機関ではなく保健所等に設置される発熱相談センターに電話で問い合わせし、指定された医療機関で受診してください。
- (2) 医療機関を受診するときは、必ず電話で事前に連絡し、受診する時間や入口などについて問い合わせてください。
- (3) 受診する時はマスクを着用します。マスクがない場合は「咳エチケット」を心がけ、周囲に感染させないように注意してください。
- (4) 公共の交通機関（電車、バスなど）の利用は避け、できる限り自家用車などを利用してください。適切な交通手段がない場合は発熱相談センターに問い合わせてください。